

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対応した大会の開催に関するガイドライン

令和2年11月9日改訂

三重県高等学校体育連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する通知等に基づき、大会を開催するうえで、各競技専門部が共通して実施する感染防止対策として示すものです。

各競技専門部は、本ガイドライン及び各中央競技団体が示す通知等を踏まえた感染症対策を検討し、参加者や関係者に周知・徹底したうえで大会運営を図ります。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化により、国や県からの各種通知を踏まえ、見直すことがあります。

2. 大会実施の条件

- (1) 各大会の申込受付開始時点で当該大会実施日が、県教育委員会より部活動における「県内の対外試合」が認められている日であること。
- (2) 各中央競技団体などが示しているガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含めた大会実施計画であること。
- (3) 施設の利用にあたっては、所管する団体の利用規程等を遵守すること。

3. 大会の実施方法

(1) 大会の実施計画について

①各競技専門委員長は、必ず専門部長と連携をとり競技別実施要項と、競技運営上の注意事項及び「競技別新型コロナウイルス感染症拡大防止対策運営方法計画」を作成する。

②感染拡大防止及び熱中症対策の為の実施方法(競技方法・競技日程・組み合わせ・試合順・会場等)を工夫する。

③参加人数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」Ver.6を基準とし、会場への入場は、原則として参加校の教職員、部員、校長が認める外部指導者、競技役員及び報道関係者のみとし、無観客とする。

ただし、各専門部が「(6) 保護者の入場が認められたときの対応について」の条件を満たすなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策がとれる場合、保護者のみ入場を認める。保護者の入場を希望する専門部は、事前に三重県高等学校体育連盟事務局に計画用紙を提出すること。屋外施設など参加者以外の来場者のコントロールが難しい施設では、参加者以外の立入禁止エリアを設け会場内での感染拡大防止に努めるとともに、立入り禁止エリア外での観戦者へ感染拡大防止対策への協力をうながす。

(2) 抽選会の実施について

- ・可能な限り、公正が保たれる最低人数（例えば専門委員長と競技委員長・審判委員長の3名）で代理抽選を行うなど、配慮すること。

(3) 開会式及び閉会式について

- ・選手及び役員が集まっての開閉会式は実施しない。

(4) 大会参加者（参加する部員、教職員、校長が認める外部指導者、競技役員及び報道関係者）への対応について

- ①各専門部は、参加校の部員が校長の許可を得て参加していることを確認する。
※選手登録外の部員も含む
- ②大会参加者は、別紙体調管理チェックシートを提出し、専門部が確認のうえ、管理・保管する。
- ③原則として、体調管理チェックシートのすべての項目を満たさない場合は参加できない。
- ④大会中に発熱などの症状を有する大会参加者を確認した場合、保護者に送迎を依頼するなど、安全に帰宅させる。
- ⑤各専門部は、可能な限り大会会場には時間差で集合できるように設定し、各顧問は参加する部員に、分散して移動することを周知・徹底し、感染のリスクを低減する。
- ⑥感染拡大防止のため、競技役員及び各顧問を通じて、全ての大会参加者に次の事項が徹底されるよう指導及び注意喚起するとともに、会場の適切な場所に掲示する。
 - (ア) 感染防止のために専門部で決定した措置を遵守する。
 - (イ) 競技中以外は、他人との距離（できるだけ2 m以上）を確保する。
 - (ウ) 競技役員及び各校指導者はマスクを着用する。選手については、運動時以外は着用する。
 - (エ) こまめな手洗いなどを行い、手指消毒をする。
 - (オ) 大会会場で大きな声で会話、応援をしない。
 - (カ) ゴミは各自で持ち帰る。
 - (キ) 大会参加者は大会中に、発熱などの症状が出た場合、大会本部に申し出る。
- ⑦大会終了後2週間以内に参加者や競技役員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、各専門部委員長は高体連事務局に濃厚接触者の有無等について報告する。

(5) 会場での感染拡大防止対策の取り組みについて

- ①会場全体
 - ・入口に手指消毒剤を設置する。
 - ・他人との距離（できるだけ2 m（最低 1m））を確保する。

- ・複数の参加者が触れると考えられるドアノブ、取手、テーブル、イス等についてはこまめに消毒する。
- ・十分な換気を行う。

②トイレ及び手洗い場

- ・石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意するとともに、アルコール等の手指消毒剤を用意することが望ましい。

③更衣室、休憩・待機スペース

- ・広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限するなど工夫する。

④ゴミ等の取扱い

- ・参加者のゴミについては、各自で持ち帰るようにする。また、唾液などがついたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、手袋をして回収するなど対策をする。

(6) 保護者の入場が認められたときの対応について

各専門部が、以下の①～⑩の条件を満たし新型コロナウイルス感染症拡大防止対策がとれる場合、保護者のみ入場を認める。

- ①大会会場が常設の観客席がある施設もしくは保護者用の観戦場所を設定できる施設であること。ただし、学校施設を会場とする場合は保護者の入場は認めない。
- ②保護者用観客席及び観戦場所は、参加者用観客席及び待機場所とは別の場所に設定する。
- ③保護者の入場数は、参加者用観客席以外の観客席の50%以内かつ5,000人以下とし、座席はできるだけ2m（最低1m）以上間隔を空ける。座席がない施設で観戦場所を設定する場合、仮設席の設置や張り紙などで観戦位置を定めるなど、ソーシャルディスタンスがとれるように工夫する。
- ④会場及び会場周辺での密を避けるために、各専門部で事前に入場数の制限と入場者の把握を行う。（名簿にて把握することが望ましい）
- ⑤保護者の入場口は選手入場口と別に設定する。
- ⑥入場の際、検温を行い、37.5℃以上の場合の入場は認めない。
- ⑦入場する保護者は別紙体調管理チェックシートを提出し、専門部は確認のうえ、管理・保管する。
- ⑧体調管理チェックシートのすべての項目を満たさない者の入場は認めない。
- ⑨各専門部は、可能な限り会場内の入場者数を少なくできるように調整し、各顧問は入場する保護者に、分散して来場することを周知・徹底し、感染のリスクを低減する。
- ⑩感染拡大防止のため、各顧問を通じて、入場する保護者に次の事項が徹底されるよう

事前連絡するとともに、会場の適切な場所に掲示し、観客席に競技役員を配置し注意喚起を行う。

- (ア) 感染防止のために専門部で決定した措置を遵守する。
- (イ) 会場内では、他人との距離（できるだけ2 m以上（最低 1m））を確保する。
- (ウ) 来場する保護者は必ずマスクを着用する。
- (エ) こまめな手洗いなどを行い、手指消毒をする。
- (オ) 大会会場で大きな声で会話、応援をしない。
- (カ) ゴミは各自で持ち帰る。
- (キ) 入場する保護者は大会中に、発熱などの症状が出た場合、大会本部に申し出る。
- (ク) 入場する保護者は、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に発症した場合は、各校顧問に報告する。

⑪大会終了後2週間以内に入場した保護者が新型コロナウイルス感染症に発症した場合は、各専門部委員長は高体連事務局に濃厚接触者の有無等について報告する。

(7) その他

- ・緊急時には高体連事務局及び医療機関と連携をとり対処する。
- ・各競技専門部は、大会参加者に対し、スマートフォンを活用した「安心みえる LINE」、
「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用をお願いする。

本ガイドラインは令和2年6月19日より制定して実施する。

本ガイドラインは令和2年8月5日より一部改訂して実施する。

本ガイドラインは令和2年9月1日より一部改訂して実施する。

本ガイドラインは令和2年10月1日より一部改訂して実施する。

本ガイドラインは令和2年11月9日より一部改訂して実施する。